

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 取組の経緯

本市では、平成 21 年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行を踏まえ、平成 23 年（2011 年）3 月に山陽小野田市強毒性インフルエンザ対策マニュアルを作成した。

今般、国において、平成 25 年 4 月に特措法が施行された。その後、平成 25 年 6 月に新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定され、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）が示された。また、山口県においても、政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準を踏まえ、平成 25 年 11 月に山口県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が策定された。

以上のような国や県の動きを踏まえ、特措法第 8 条の規定により、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画と整合性を確保しつつ、これまでの山陽小野田市強毒性インフルエンザ対策マニュアルを廃止し、新たに山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定した。

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

なお、策定に当たっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められていることから、山陽小野田市地域医療対策連絡会の委員に計画（素案）を提示し、意見をいただいた。

今後、国や山口県の動向を注視し、マニュアル等を整備することにより、本市における新型インフルエンザ等対策を充実させることとする。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

Ⅱ-1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市民の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として国、山口県、本市、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

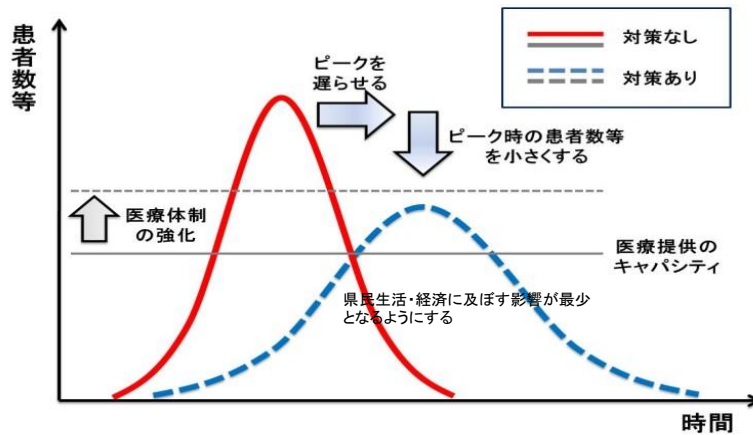
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者や欠席者などの数を減らす。

<対策の効果 概念図>



- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

II-2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。したがって、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応し、市民の生命や身体活動等を保護する必要がある。

政府行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅲ.において、発生段階毎に記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、市民に対する啓発、事業計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- 県内の発生当初の段階では、市民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、本市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、本市が山口県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような感染症が、新感染症として発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

II-3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、県や関係団体等と連携を図りながら、政府行動計画及び県行動計画の内容と整合性を図りつつ、本市の人口や地域特性、特措法における市の役割などを勘案し、次の点に留意する。

1. 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請（特措法第 31 条）等、不要不急の外出の自粛の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第 45 条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第 49 条）、緊急物資の運送等（特措法第 54 条）、特定物資の売渡しの要請（特措法第 55 条）等において、県が市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限が、必要最小限となるよう市内の状況等について県に情報提供する等、協力を行う。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

山陽小野田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

本市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、政府対策本部長による緊急事態宣言に備え、未発生期の段階から県と連携し、必要事項について調整を行う。

4. 記録の作成・保存

本市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅱ - 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国では、政府行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に一つの例として、発病率については、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患するとし、致命率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は、0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は2.0%と想定している。

国が推計した流行規模を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると次表のとおりとなり、本市行動計画でもこれを参考とする。

本市の新型インフルエンザ流行規模（推計）

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計						
医療機関受診患者数	日本における患者数 (上限値)		山口県における患者数 (上限値)		山陽小野田市における患者数 (上限値)	
	約1,300万人～約2,500万人		約15万人～約30万人		約7,000人～約13,000人	
入院患者数	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約53万人	約200万人	約6,000人	約23,000人	約300人	約1,000人
死亡者数	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度	病原性が中等度	病原性が重度
	約17万人	約64万人	約2,000人	約7,000人	約100人	約300人

- ・ 米国疾病予防管理センター(CDC)モデルに基づき、試算された全国の患者数（政府行動計画）を住民基本台帳に基づく人口（平成24年3月31日現在）により人口割して本市の患者数を試算した。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

II-5. 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体とし

て万全の態勢を整備する責務を有している。(特措法第3条第1項)。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めることとされている(特措法第3条第3項)。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進される。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進される。

2. 県、市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する(特措法第3条第4項)。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国や保健所を設置する下関市、市町及び指定(地方)公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生予防及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

新型インフルエンザ等患者が複数の県をまたがって移動した場合や、県境部で新型インフルエンザ等患者等が発生した場合など、本県のみによる対応が困難又は不適當な場合は、接触者調査や入院医療機関の確保等について、国及び近隣の県と調整を行う。

県立総合医療センターにおいては、感染症指定医療機関として患者等に対する医療を積極的に提供する。

健康福祉センターについては、地域における感染症対策の中核機関として、環境保健センターについては、県における技術的専門的な機関として位置づけるとともに、それぞれの役割が十分に果たされるよう機能強化をはじめとした対応を推進していく。

警察本部及び警察署においては、必要に応じて、健康福祉部と連携し、新型インフルエンザ等の流行時、社会的な混乱を生じさせないように努める。

【市】

市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県、近隣市、指定（地方）公共機関、山陽小野田市民病院と緊密な連携を図る。

また、宇部・山陽小野田消防局と連携して、患者の搬送体制の整備に協力し、県が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

6. 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項、第2項）。

7. 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。また、新型インフルエンザ患者等及びその接触者に対して、その人権を十分に配慮し、偏見や差別を持たないよう努め、その人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

II-6. 市行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。本市行動計画においても政府行動計画及び県行動計画との整合性を確保し、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活・市民経済の安定の確保」の6項目を主要な対策として位置づける。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、一丸となって取り組

む必要がある。

また、この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。

さらに、関係部局が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備する。

なお、地域における発生段階の移行については、山口県新型コロナウイルス等対策協議会の意見を踏まえ、県が、必要に応じて国と協議の上で、決定しているが、本市においては、本市行動計画で定められた対策を県が定める段階に応じ実施する。

発生段階 国 県	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期
			地域未発生期	地域発生早期	地域感染期	
市	山陽小野田市 新型コロナウイルス 等対策連絡会議	山陽小野田市新型コロナウイルス等対策本部				新型コロナウイルス 等緊急事態宣言が 解除されたときは、 本部を廃止し、対策 連絡会議に移行

(未発生期)

山陽小野田市新型コロナウイルス等対策連絡会議（会長：福祉部長）を設置し、関係部局等の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。

(海外発生期～地域感染期)

新型コロナウイルス等緊急事態宣言が発出されたときに山陽小野田市新型コロナウイルス等対策本部（本部長：市長）を設置する。

(小康期)

新型コロナウイルス等緊急事態宣言が解除されたときに山陽小野田市新型コロナウイルス等対策本部を廃止し、山陽小野田市新型コロナウイルス等対策連絡会議に移行する。

(未発生期～小康期)

山陽小野田市新型コロナウイルス等対策連絡会議を設置し、関係部局等の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。

行動計画の改定等の際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の意見を適宜適切に聴取する。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。したがって、県が以下のことを踏まえて実施するサーベイランスについて適宜協力する。

(3) 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民や医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図る。特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、福祉部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ) 発生時における市民等への情報提供及び共有

① 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏ま

えてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等) や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

提供する情報の内容については、特に、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

② 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

(オ) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるように調整する。

(4) 予防・まん延防止

(ア) 予防・まん延防止の目的

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめることにより、医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要

不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請等を行う。その際には、市は市民への周知を図り、必要に応じて法的根拠等の説明を行い市民の協力を得るようにする。(特措法第45条第1項、特措法第45条第2項及び第3項)

地域対策・職場対策については、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施するように促す。

(ウ) 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ii) 特定接種及び特定接種の接種体制

ii-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象者や接種順位等の基本的な考え方は政府行動計画に示されており、対象となり得る者は、次のとおりである。

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下、「登録事業者」という。)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種は、国が主体となり、各事業主が進めるものである。

市は新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、あらかじめ接種対象者、接種順位を決め、速やかに特定接種を実施する。

iii) 住民接種

iii-1) 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されており接種対象者を以下の4群に分類し、発生した新型インフルエンザの情報や発生時の状況により国が定める接種順位に基づき、実施することとなる。

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有するもの等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

② 小児

1歳未満の小児の保護者及び身体的理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる65歳以上の者

iii-2) 住民接種の接種体制

住民接種については、本市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施する。そのため未発生期から国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方について、国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。そのため、発生時には政府対策本部の判断により、接種対象者や対象者の分類等も変更される可能性があることに注意する。

v) 県への協力の要請

特定接種及び住民接種を行うため必要があると認めるときは、県に対し、医療関係者への協力の要請の実施や物資の確保等、必要な協力を行うよう求める。（特措法第31条第5項、第46条第5項及び第6条）

(5) 医療

(ア) 医療に関する基本的な考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

(イ) 発生前における医療体制の整備

二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を図る。

(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会・病院等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。また、既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、県が臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保するに当たり、連携を図る。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限にすることができるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行う。また、医療機関及び登録事業者をはじめとした市内の事業者に対し、特措法に基づき事前に十分準備を行う必要がある旨の周知を行う。

II-7. 発生段階

国は、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、5つの発生段階に分類している。

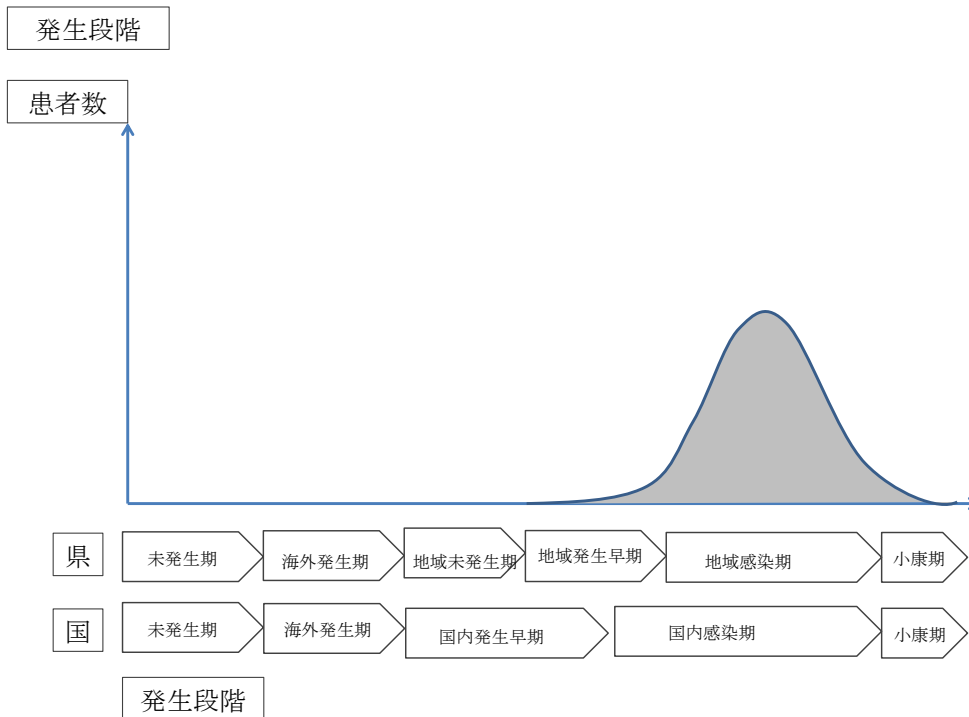
地域の発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は、「国内発生早期」「国内感染期」において、「地域未発生期」「地域発生早期」「地域感染期」を設け、6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

また、発生段階移行の際には、円滑に対応の転換、周知を行う必要があることから、県と綿密に連携し、迅速に対応できる体制を構築する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

〈発生段階〉

発生段階	状 態	
	国	県
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(地域未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		(地域発生早期) 県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(地域感染期) 県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	



Ⅱ - 8. 組織体制

(1) 山陽小野田市新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等の発生の危険性が高まった時期において、関係部局が情報を共有するとともに連携を強化し、市民への適切な情報提供など必要な対策が講じられるよう協議する。

福祉部長
総務部総務課長
総務部総務課危機管理室長
企画部企画課長
企画部財政課長
企画部シティセールス課長
市民部市民活動推進課長
市民部市民課長
市民部生活安全課
市民部環境課長
市民部文化スポーツ推進課長
福祉部高齢福祉課長
福祉部障害福祉課長
福祉部社会福祉課長
福祉部子育て支援課長
福祉部健康増進課長
経済部商工労働課長
公営競技事務所副所長
建設部土木課長
建設部下水道課長
建設部建築住宅課長
山陽総合事務所地域活性化室長
教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局社会教育課長
宇部・山陽小野田消防組合小野田消防署副主幹
病院局事務部総務課長
病院局事務部医事課長
水道局業務課長

会長 福祉部長

(2) 山陽小野田市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合、市長は速やかに市対策本部を設置し、関係機関が情報共有・連携して、新型インフルエンザ等の予防・まん延防止対策について協議する。

本部長 市長

副本部長 副市長

本部員 教育長

病院事業管理者

水道事業管理者

総務部長

企画部長

市民部長

福祉部長

経済部長

建設部長

山陽総合事務所長

教育部長

病院局事務部長

議会事務局長

宇部・山陽小野田消防組合小野田消防署長

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等発生時の対応は想定どおりに進まないことも考えられるため、新たに発生した内容については、その都度、その内容に係る関係部局間で調整を行うものとする。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目的：

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国等との連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方：

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、県や関係団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の改定

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直す。(健康増進課)

(1)-2 基本的対処方針の決定

必要に応じて「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策連絡会議(会長：福祉部長)」を立ち上げ、全庁的な協議・情報の集約・共有・分析を行うとともに、市内発生に備え、感染防止などの準備を行う。

(1)-3 体制整備と連携の強化

- ① 庁内の取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画を作成する。
- ② 県、他の市町等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの

情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

- ③ 県の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等を養成する。(健康増進課)

(1)-3 体制整備と連携の強化

県と協力し、救急隊員等搬送従事者のための個人防具の備蓄を進めるよう、消防本部に要請する。(健康増進課)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

国及び県等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。(健康増進課)

(2)-2 サーベイランス

インフルエンザの感染拡大の早期探知のため、県が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)の調査に協力する。(学校教育課、子育て支援課、健康増進課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(総務課、健康増進課)
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(健康増進課)

(3)-2 コールセンターの設置

市民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置する準備を進める。(健康増進課)

(3)-3 情報の共有と体制整備

国、県、及び関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 県、学校・保育施設、福祉施設、事業所等とともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、海外発生期以降（帰国者・接触者外来に限定して診療が行われる間）、県に帰国者・接触者相談センターが設置されるので、自らの発症が疑わしい場合は、同センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（健康増進課、その他の関係課室）
- ② 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。（健康増進課）

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、県に協力して、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。（健康増進課）

(4)-1-3 その他

- ① 防疫対策として必要となる資材（防護服、マスク等）を確保する。（健康増進課）
- ② 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。（健康増進課、その他の関係課室）

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 特定接種の位置づけ

- ① 特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施する。
- ② 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する本市が実施主体として接種を実施する。

(4)-2-2 特定接種の準備

- ① 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。（健康増進課、その他の関係課室）

② 国の要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康増進課)

③ 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。(健康増進課)

(4)-2-3 住民接種の準備

① 住民接種については、実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

(健康増進課)

② 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(健康増進課)

③ 円滑な接種の実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。(健康増進課)

④ 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康増進課)

(4)-2-4 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的なことについて情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(健康増進課)

(5) 医療

(5)-1 地域医療体制の整備

① 県が、原則として二次保健医療圏を単位とし、健康福祉センター等(保健所)を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関、薬局、市町、消防本部等の関係者からなる「新型インフルエンザ等対策連絡協議会」を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制を整備することに協力する。(健康増進課)

② 県が、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めること、及び一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人

防護具の準備などの感染対策等を進めることに協力する。(健康増進課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(高齢障害課、社会福祉課、子育て支援課、健康増進課)

(6)-2 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(環境課)

(6)-3 物資及び資材の備蓄等（特措法第10条）

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

海外発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等も注視しつつ、県内発生が遅延と早期発見に努める。 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国等との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 体制の強化

- ① 引き続き「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策連絡会議」において、全庁的な協議・情報の集約・共有・分析を行うとともに、市内発生に備え、感染防止などの準備を行う。
- ② 必要に応じて、「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）」を立ち上げるよう準備を進める。（健康増進課）

(1)-2 緊急事態宣言の措置

(1)-2-1 市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する（特措法第36条）。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(健康増進課)

(2)-2 サーベイランス体制の強化等

県が行う感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化と欠席者の把握に協力する。(健康増進課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 市民に対して各国の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。(総務課、健康増進課)
- ② 情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口の一本化を実施する。

(3)-2 情報共有

国及び県とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報をメール等により、庁内各部と共有する。(健康増進課)

(3)-3 コールセンターの設置

市民からの問い合わせに対し、適切な情報提供ができるようコールセンターを設置し、適切な情報提供を行う。(健康増進課)
・ Q & A の配布等

(3)-4 その他

県と協力し、在住外国人に対し、わかりやすい日本語を含む多言語で、情報提供する。(市民活動推進課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 感染症危険情報の発出等

国から発出される感染症危険情報をもとに、県とともに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(健康増進課)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 特定接種の実施

- ① 国が登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に、特定接種を行うときは、労務又は施設の確保その他の必要な協力を行う。(特措法第 28 条)(健康増進課)
- ② 国及び県と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康増進課)

(4)-2-2 住民接種の実施

- ① 国及び県と連携して特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始する。
- ② 国及び県から要請があったときは、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康増進課)

(4)-2-3 モニタリング

国及び県からの要請により、特定接種の接種実施モニタリングに協力する。
(健康増進課)

(5) 医療

(5)-1 帰国者・接触者相談センターの周知

県が帰国者・接触者相談センターを開設し、新型インフルエンザ等の発生病からの帰国者や患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者からの電話相談を受けていることを市民に周知する。(健康増進課)

(5)-2 県の搬送体制確保への協力

県が、保健所を通じ、県内での患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図り、患者の搬送に関する協力・連絡体制の徹底を図ることに協力する。(健康増進課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係課室)

(6)-2 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境課)

地域未発生期（国内発生早期、国内感染期）
・ 県内で新型インフルエンザ等は、発生してないが、いずれかの県で新型インフルエンザ等が発生した状態。
目的： 県内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、対策についての的確な情報提供を行い、感染対策を徹底する。 2) 国が国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言を行ったときは、積極的な感染対策等をとる。 3) サーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 5) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。

（１）実施体制

(1)-1 基本的対処方針の決定

必要に応じて、「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）」を立ち上げるよう準備を進める。（健康増進課）

(1)-2 緊急事態宣言の措置

(1)-2-1 市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する（特措法第34条）。

（２）サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

海外発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。（健康増進課）

(2)-2 サーベイランス

県が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査に協力する。（学校教育課、子育て支援課、健康増進課）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 市民に対して国内外の発生状況について情報提供し、注意喚起を行う。また、市ホームページの内容等について随時更新する。(総務課、健康増進課)
- ② 個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する(学校教育課、子育て支援課、健康増進課)。

(3)-2 情報共有

海外発生期の記載を参照。

(3)-3 コールセンターの充実・強化

国から配布されたQ & Aのほか、コールセンターに寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。(健康増進課)

- ・ Q & Aの改定版配布等(健康増進課)

(3)-4 その他

海外発生期の記載を参照

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策

- ① 国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係課室)
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係課室)
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校の設置者に要請する。(学校教育課、子育て支援課、健康増進課)
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な

感染対策を講ずるよう要請する（関係課室）

- ② 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（高齢福祉課、健康増進課）

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 住民接種

国においては、引き続き海外発生期の対策を実施するとともに、速やかにワクチンの確保や供給が行える準備を行うとともに、特定接種が進められる。また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定される。

(4)-2-2 住民接種の実施

- ① 住民への接種順位については、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、国において決定される。（厚生労働省、内閣官房）
- ② 国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて、市民への接種に関する情報提供を開始する。（健康増進課）
- ③ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。（健康増進課）
- ④ 新臨時接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校・公民館など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健康増進課）

(4)-2-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(4)-2-4 住民接種の広報・相談

実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

- ① 県が帰国者・接触者相談センターを開設し、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者からの電話相談を受けていることの周知を継続する。(健康増進課)
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関は、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、院内感染対策を講じた上で、診療体制を継続するよう要請する。(健康増進課、その他の関係課室)

(5)-2 県の搬送体制確保への協力

県が、保健所を通じ、県内での患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図り、患者の搬送に関する協力・連絡体制の徹底を図ることへの協力を継続する。(健康増進課)

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(特措法第47条)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応等

県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係課室)

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(生活安全課、その他の関係課室)

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)-3-1 水の安定供給(特措法第52条)

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(健康増進課、その他の関係課室)

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活安全課、その他の関係課室)

地域発生早期（国内発生早期、国内感染期）
県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的： 1）県内での感染拡大をできる限り抑える。 2）患者に適切な医療を提供する。 3）感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1）感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が行う緊急事態宣言により、積極的な感染対策等をとる。 2）医療体制や積極的な感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3）国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国からの海外の情報に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4）新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5）地域感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（１）実施体制

(1)-1 基本的対処方針の決定

必要に応じて、「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）」を立ち上げるよう準備を進める。（健康増進課）

(1)-2 緊急事態宣言の措置

(1)-2-1 市対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する（特措法第34条）。

（２）サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

海外発生期の記載を参照。

(2)-2 サーベイランス

県が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。（学校教育課、子育て支援課、健康増進課）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

地域未発生期の記載を参照

(3)-2 情報共有

海外発生期の記載を参照

(3)-3 コールセンターの継続

コールセンターに寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターの充実・強化を図る。（健康増進課）

・ Q & Aの改定版配布等（健康増進課）

(3)-4 その他

海外発生期の記載を参照

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 県が行う、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛規制、健康観察等）などの取り組みに対し適宜協力する。
- ② 国及び県と連携し、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係課室）
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係課室）
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（学校教育課、子育て支援課、健康増進課）

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（関係課室）
- ③ 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課）

(4)-3 予防接種（住民接種）

- ① 市民への接種（予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種）の実施については、国が定めた「住民に対する予防接種に関する実施要領」に基づき、接種体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所及び医療従事者の確保を行い、迅速かつ円滑に接種ができるようにする。
- ② 予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。
- ③ 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照

(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 県が特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに、適宜協力する。
- ・ 県が特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。（健康増進課）
- ・ 県が特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。
- ・ 地域未発生期の対策を継続し、特措法第 46 条に基づく住民に対する住民に対する予防接種を進める。

(5) 医療

(5)-1 医療体制

医療に関して県の行う対策について適宜協力する。
地域未発生期の記載を参照

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

地域未発生期の記載を参照

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応等

県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係課室)

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(生活安全課、その他の関係課室)

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

地域未発生期の記載を参照

地域感染期（国内発生早期、国内感染期）
県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）医療体制を維持する。 2）健康被害を最小限に抑える。 3）市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染対策から被害軽減に切り替える。 2）状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3）流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 4）医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 5）欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6）受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの市民に接種する。 7）状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（１）実施体制

(1)-1 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

（２）サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

海外発生期の記載を参照

(2)-2 サーベイランス

県が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等によるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。（学校教育課、子育て支援課、健康増進課）

（３）情報提供・共有

(3)-1 情報提供

地域未発生期の記載を参照

(3)-2 情報共有

海外発生期の記載を参照

(3)-3 コールセンターの継続

コールセンター等に寄せられる問い合わせや国、関係機関からの情報の内容も踏まえコールセンターを継続する。（健康増進課）

・ Q & A の改定版配布等（健康増進課）

(3)-4 その他

海外発生期の記載を参照

（４）予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 国及び県と連携し、業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
 - ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。（関係課室）
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係課室）
 - ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（学校教育課、子育て支援課、健康増進課）
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（関係課室）
- ② 関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課）

(4)-2 予防接種(住民接種)

- ① 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ② 住民接種実施についての留意点は地域未発生期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
 - ・ 県が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請することに、適宜協力する。(健康増進課)
 - ・ 県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行うことに、適宜協力する。(関係課室)
 - ・ 特措法第24条第9項の県の要請に応じない施設で、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。(関係課室)
- ② 住民接種の実施
 - ・ 地域未発生期の対策を継続し、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。
 - ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域未発生期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。
 - ・ 住民接種の広報・相談については、地域未発生期(緊急事態宣言がされていない場合の措置)の項を参照。

(5) 医療

(5)-1 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。(高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課)

(5)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされ、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し（特措法第48条第1項及び第2項）、医療を提供する。

（6）市民生活及び市民経済の安定の確保

（6）-1 事業者の対応

県とともに、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。（関係課室）

（6）-2 市民・事業者への呼びかけ

県とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。（生活安全課、その他の関係課室）

（6）-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

（6）-3-1 業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認に協力する。（関係課室）

（6）-3-2 水の安定供給

地域未発生期の記載を参照

（6）-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（特措法第59条）。（生活安全課、その他の関係課室）
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（生活安全課、その他の関係課室）
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、必要に応じて、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（特措法第59条）。（生活安全課、その他の関係課室）

あるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(生活安全課、その他の関係課室)

(6)-3-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

行動計画等に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(6)-3-5 埋葬・火葬の特例等(特措法第56条)

- ① 市内の火葬炉を可能な限り稼働させる。(環境課)
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(環境課)

小康期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
目的： 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止し、市対策連絡会議に移行する。(健康増進課)

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

海外発生期の記載を参照

(2)-2 サーベイランス

- ① 再流行を早期に探知するため、県が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ等症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖・休校等)の調査に協力する。(学校教育課、子育て支援課、健康増進課)

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(総務課、健康増進課)
- ② 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせや情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(総務課、健康増進課)

(3)-2 情報共有

市対策本部等は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国の方針に基づき第二波に備えた体制の再整備を行う。(健康増進課)

(3)-3 コールセンターの縮小

国の方針に従い、状況を見ながら、コールセンターを縮小する。(健康増進課)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種（住民接種）

- ① 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康増進課)
- ② 住民接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。(健康増進課)
- ② 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域未発生期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
- ③ 住民接種の広報・相談については、地域未発生期（緊急事態宣言がされていない場合の措置）の項を参照。

(5) 医療

緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、地域感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。(健康増進課)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(6)-1 市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(生活安全課、その他の関係課室)

(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)-2-1 業務の再開

国の方針に従い、県とともに市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(関係課室)

(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

県及び国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係課室)

